



まちづくり計画書

【計画年度：R8～R12】

①わらって明るい「わたら」

②たのしく元気な「わたら」

③らくに暮らせる「わたら」

令和8年4月

渡良小学校区まちづくり協議会

《 継 続 は か な り 》

渡良小學校区まちづくり協議会の会長を務めます長島武です。

まちづくり協議会は、令和2年8月1日、長岡会長を代表に開設しました。当初は副会長として活動を始めましたが、令和4年2月、会長退任により代理を務め、新年度から会長として正式に就任しました。

まちづくり協議会立ち上げ時の準備段階から集落支援員として尽力された中山事務局長も令和6年3月退任を希望されたため、竜崎市地域協議会の担当者と後任選出を協議しました。募集の結果、二度の面接を経て現在の大島集落支援員の選出となった次第です。

昨年6月、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞の表彰を受けることができました。これは偏に、地域住民皆様の安全に対する口頃の活動継続の賜物といえると思われます。

近年、少子高齢化、人口減少、生活様式の多様化等、社会の状況は大きく変化し、地域で抱える課題も複雑になっています。

開設から5年を経過したため、これまでの活動を振り返り、見直しを行って計画書を作成しました。今後も3つのスローガンを掲げ、地区住民皆様の協力のもとに各部会の活動を推し進めていきたいと思ひます。

何卒よろしくお願い申し上げます。



令和8年4月1日

渡良小学校区まちづくり協議会

会 長 長 島 武

渡良小学校区の概要とまちづくり

渡良小学校区は壱岐島西部、渡良半島に位置し、周囲を海に囲まれた丘陵地帯である。対馬海峡に面し、入江が多く漁業専門の集落や平戸藩統治時代の集落等史跡も数多く残っており、伝統文化も様々に継承されている。漁業、畑作農家が中心で、対馬暖流の影響で温暖な気候である。

渡良小学校区には「自分たちの暮らしている地域をより安全で住みよい、人あふれる明るい地域にしたい」と、自治公民館をはじめ、老人会・青年会・婦人会・消防団・学校・PTAなど、さまざまな団体が活動しています。

今後さらに少子高齢化が進むと予測される中で、地域住民が自ら考え、行動し、将来にわたって自分たちの地域は自分たちで守ることを目的とし、各団体相互の連携を強化し、活動の充実を図るために、令和2年8月1日に『渡良小学校区まちづくり協議会』を設立しました。

渡良小学校区まもづくり協議会

組 織 図



運 営 委 員 会

役 員 会

会 長 1 名
副 会 長 1 名
事務局 長 1 名
会 計 1 名
部 会 長 4 名

壱岐市地域共創課

事務局
事務局長（集落支援員）

監 事 2 名

渡良駐在所（アドバイザー）

きばろう部会

◎地域住民
◎自治公民館
◎ふるさと渡良会
◎渡良若返り会
◎体育部
◎女性部
◎農協青年部
◎スポーツ推進員
◎地区担当職員

渡良っ子部会

◎地域住民
◎渡良っ子育成協議会
◎渡良小学校
◎青少年健全育成協議会
◎地区担当職員

あんぜん部会

◎地域住民
◎自主防災組織
◎消防団
◎交通安全協会
◎保護司
◎壱岐市防災士会
◎地区担当職員

おたっしゃ部会

◎地域住民
◎老人会
◎民生児童委員
◎社会福祉協議会
◎介護従事者
◎医療従事者
◎地区担当職員

渡良小学校区まちづくり協議会の目指すまちづくり

地域に根差した伝統と文化を育みながら、地域コミュニティ活動をより活性化し、住民自らが誇りと愛着を感じ、魅力ある快適で住みやすいまちづくりを実現する。

5

◎地域コミュニティ活動の充実・活性化したまちづくり

◎住民自らが行動し愛着のあるまちづくり

◎魅力ある快適で住みやすいまちづくり

◎子どもからお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくり

◎伝統と文化を育み守るまちづくり

きばろう部会

6

取組目標	取組内容
自然環境の保全と改善に取り組もう	不法投棄やポイ捨ての防止、環境整備活動の実施
	花いっぱい運動の実施
地域の活性化を推進しよう	「子ども・親・高齢者」の三世代交流イベントの開催
	「地産地消」活動を推進し、第一次産業を活性化

渡良っ子部会

7

取組目標	取組内容
子どもの教育を支援しよう	放課後見守り広場を開設し、安心して過ごせる居場所づくり
	学校・家庭・地域が協働して、様々な取り組みを実施
人材を育成しよう	地区内の匠を掘り起こし、次世代の担い手を育成
	伝統文化や伝統行事の保全・継承

あんぜん部会

8

取組目標	取組内容
災害に強いまちにしよう	自主防災組織を立ち上げ、防災訓練の実施及び関係機関と連携強化
	避難所の運営体制と物資・備品の充実
交通安全活動を推進しよう	児童の通学路の点検を実施し、安全を確保
	危険個所の巡回点検と改善
防犯の取り組みを強化しよう	防犯パトロールの充実
	児童登校時のあいさつ・見守り活動の充実

おたっしゃ部会

9

取組目標	取組内容
高齢者の支援を充実 しよう	交通手段のない高齢者に対する通院・買い物等の支援
	高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加の促進
	高齢者の健康増進に資する取り組みの推進
高齢者の力を活かし 社会貢献をしよう	高齢者パワーを活用し、地域の困りごとを解決
	児童登校時の見守り挨拶と通学路清掃の実施

渡良小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条

本会は、渡良小学校区まちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

所在地／ 吉岐市郷ノ浦町渡良南触422-1番地 渡良地区公民館内

(目的)

第2条

協議会は、渡良小学校区内住民の福祉の増進、連携の強化を図り、各種団体と密接な連携を図りながら地域課題の解決に努め、吉岐市と協議会との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1)まちづくり計画書の策定及び事業の実施
- (2)地域課題の把握や情報の発信
- (3)地域課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (4)その他まちづくりに関する活動

(構成)

第4条

協議会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1)渡良小学校区内に居住している人
- (2)渡良小学校区内で働く人や学ぶ人
- (3)渡良小学校区内の事業者
- (4)渡良小学校区内のコミュニティ組織
- (5)渡良小学校区内の各種団体等

(守秘義務)

第5条

構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 役員

(役員)

第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1)会長 1 名
- (2)副会長 1 名
- (3)事務局長 1 名
- (4)会計 1 名
- (5) 渡良きばろう部会長 1 名
- (6) 渡良っ子部会長 1 名
- (7) 渡良あんぜん部会長 1 名
- (8) 渡良おたっしゃ部会長 1 名
- (9)監事 2 名

(役員の選任)

第7条

(1)役員（部会長は除く）は、運営委員会において選任する。

(2)部会長は、部会において選任する。

(役員の職務)

第8条

役員の職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3)事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (4)会計は、協議会の出納に関する業務を処理する。
- (5)部会長は、部会の活動を総括し、事業の調整にあたる。
- (6)監事は、協議会の出納事務を監査する。

(役員の任期)

第9条

(1)役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(2)補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(役員手当)

第10条

協議会は、次のとおり役員手当を支給する。

- | | | |
|--------|--------|-----|
| (1)会長 | 80,000 | 円／年 |
| (2)副会長 | 30,000 | 円／年 |
| (3)会計 | 30,000 | 円／年 |
| (4)部会長 | 30,000 | 円／年 |
| (5)監事 | 3,000 | 円／年 |

第3章 会議

(会議)

第11条

協議会に次の会議を置く。

- (1)運営委員会
- (2)役員会
- (3)部会

(運営委員会)

第12条

1.運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1)第6条に規定する役員
- (2)各部会に属する各種団体等の代表者及び部会員

2.運営委員会は、毎年1回定期に開催する。

3.運営委員会は、会長が招集する。

4.会長は、必要があると認めるとき、又は第1項の構成者の半数以上の者から要求があったときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

5.運営委員会の議長は、会長があたる。

6.運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1)規約等の制定、改正及び廃止に関すること
- (2)協議会役員の承認に関すること
- (3)事業計画及び事業報告に関すること
- (4)予算及び決算に関すること
- (5)その他、協議会が第2条に規定する目的を達成するための基本事項に関すること

7.運営委員会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

8.運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第13条

- 1.役員会は、第6条に規定する役員（監事を除く）をもって構成し、協議会の運営について協議する。
- 2.役員会は、会長が招集する。
- 3.役員会の議長は、会長があたる。
- 4.会長は、必要があると認めるときは、役員会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条

- 1.部会として次のものを置き、各所管に関わる事項を協議及び実践する。
 - (1) 渡良きばろう部会
 - (2) 渡良っ子部会
 - (3) 渡良あんぜん部会
 - (4) 渡良おたっしや部会
- 2.部会は、以下の各種団体等をもって構成する。
- 3.部会に部会長を置き、部会に属する部会構成員の互選により選任する。
- 4.部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5.部会長は、部会の検討経過及び結果について、役員会に報告するものとする。
- 6.部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の運営)

第15条

- 1.運営委員会及び役員会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席により成立する。
ただし、部会は、部会の判断に委ねる。
- 2.会議の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会計（経費）

第16条

協議会の経費は、市からの交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

第5章 雑則（その他）

第18条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会に諮って、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

この規約は、令和4年5月31日から施行する。（第10条改正）

この規約は、令和7年5月14日から施行する。（第9条改正）

部 会	構 成 員（団体等）
渡良きばろう部会	地域住民、自治公民館、体育部、女性部、農協青年部、老岐市商工会スポーツ推進員、ふるさと渡良会、渡良若返り会、地区担当職員
渡良っ子部会	地域住民、渡良っ子育成協議会、渡良小学校、渡良小学校PTA、青少年健全育成協議会、保育所保護者会、地区担当職員
渡良あんぜん部会	地域住民、自主防災組織、消防団、老岐市防災士会、交通安全協会保護司、地区担当職員
渡良おたっしや部会	地域住民、地区老人会、民生児童委員、社会福祉協議会、介護従事者医療機関、地区担当職員

渡良小学校区まちづくり協議会役員名簿

役職	氏名	所属
会長	長島 武	
副会長	三富 一正	地区公民館長
事務局長	大島 利通	
会計	下条 安子	
きばろう部会長	塚本 浩一郎	
渡良っ子部会長	加勢田 直弥	渡良小学校PTA会長
あんぜん部会長	川辺 利和	
おたっしや部会長	西光 敏行	地区老人会長
監事	長岡 信一	前会長
監事	辻 重希	地区公民館監事

壱岐市地域担当職員

リーダー	草場 昭生	きばろう部会
サブリーダー	竹下 泰弘	あんぜん部会
	浦川 幸宏	おたっしや部会
	山口 捺稀	渡良っ子部会

渡良小学校区まちづくり協議会

〒811-5152 壱岐市郷ノ浦町渡良南触422-1

Tel/090-2732-3020 Fax/0920-40-0262

Mail/watara020201@gmail.com